報道関係各位



# 【新刊書籍】『不法行為法損害論の現在~原子力損害賠償紛争 解決センターにおける和解実例の分析~』発刊!

原子力発電所の事故発生から12年。被害者救済の蓄積と、その理論をたどる一冊。

法律関連出版物、各種データベースを提供する第一法規株式会社(所在地:東京都港区、代表取締役社長:田中英弥)が、『不法行為法損害論の現在~原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解実例の分析~』を、2023年12月19日に発売しました。



商品紹介ページはこちら

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104796.html?utm\_source=prtimes

amazonでの購入はこちら

https://amzn.asia/d/83FRU8T

楽天での購入はこちら

https://books.rakuten.co.jp/rb/17175506/

あの原子力発電事故から今年で12年。

原子力損害賠償紛争解決センターでは設立以降数多くの事案に対応し、2万件以上もの和解を成立させ被害者救済に努めています。

本書は同センターで蓄積された損害賠償案件に対する知見やノウハウを凝集した一冊です。

不法行為法の損害論について基礎的な理論から理解を深めることができるため、実際に複雑な案件に遭遇した際の理論構築において、強い味方となる一冊です。

12年にも及ぶ被害者救済の実務と蓄積、そしてその根底にある理論について、この機会に理解を深めて はいかがでしょうか。

#### 【本書の特長】

• 原子力損害賠償紛争解決センターで和解仲介実務を担う法曹実務家が執筆。原子力事故による損害 賠償実務を凝集。

- 12年に及ぶ和解仲介事例の蓄積から、その基礎にある理論や基本的な考え方を詳しく解説。不法行 為法の損害論について理解を深められる一冊。
- 2022年12月策定の中間指針第五次追補にも必要な範囲で言及した充実の解説書。

第1部 損害論 第2章 各 論

#### 3 精神的損害

## (1) 生命・身体的損害としての精神的損害(後遠障害・死亡慰謝料及び入通院慰謝料)

ア はじめに

センターには、申立人又はその親族により、本件事故により避難等を余儀 なくされたために既往底が悪化したり、新さな典世を発症したり、あるいは 死亡に歪ったと主張して、治療費等のほか、精神的損害の賠償を求めて和解 停介が申し立てもれることも多い。 このような本件事故による「生命・身体的損害」に関する損害賠償につい

このような不作事故による「生命・身体の則害」に関する場合影像については、一般の不足許多し間熱、不中事故と相当以無何あるも指常について 賠償が認められると考えられているほか、損害額の算定方法等については、 センターの ADR においても、 交通事故の政制実務において別いられる「艮 事を通事疾が感、指索衛艦衛隊主義 上 他 毛帯型の (以下「本いとし いう。) を参考にして、 赤い本において精神的損害の損害項目として列挙さ れている傷害 (八遠院) 照準料及び後遺障等・ 死亡期責料を中心に信頼業が 検討されており、 れめのがでは、 乗り事業かと地場とある所分がある。

林行されている間で (人)風が大いでは、 裁判実施 と共通する部分がある。 もっとも、センターでは、 下響割合」と呼ばれる裁量的割合を乗じた和 解業提示が広く行われているところ<sup>1</sup>、この手並水、「生命・身体的損害」 に関する和解仲介でも取り入れられていることなど、 裁判実務と必ずしも同 一ではないところもある。

そこで本項では、「在金・身体的指書」に関する不法行為法における基本 概念、具体的には、相当限果関係及びその立証の緩和、被害者の素因による 減額といった各種知論のと問題のほか、理解料の基準期等について、判例・ 学説、責有実務の状況等を概認した上で、これらとの比較において、中間材 射を耐まえた ADR における「生命・身体的指書」、その中でも精神的損害 についての和解実務の特徴について、本件事故に係る裁判例にも言及しなが

1 詳細は、4(3)イ (342頁) を参照

184

第1部 損害論 第2章 各 論

| 香号 | 枝<br>番号 | 裁判日付・裁判所・<br>事件番号                                    | 原告所<br>在地 | 来推                                  | 事業の概要  |
|----|---------|--|-----------|-------------------------------------|--|
| 1  |         | 平成25年2月1日<br>東京地方裁判所<br>平成24年(ワ)1074号                | 官城県       | 食品・日用<br>品・雑貨の<br>卸売販売業             | 取告が、被告国及び被告京京電力に対し、<br>本件事故による展示等により、取合の認め<br>先しているマスタ類が、取引先から返記され、在第分も展光できなくなり、原告は<br>れ、在第分も展光できなくなり、原告は<br>本件事故以来、後ますることもできなく<br>なったなどと主張して、被告らに対し、<br>都の一部として1200万円及び営業損害100<br>万円の合計能である22000万円等の支払をす<br>かる事業  |
| 2  | 1       | 平成26年4月17日<br>千葉地方裁判所<br>平成25年(ワ)1385号               | 千葉県       | 公共施設の<br>管理・選・<br>管、ホテル、その他<br>の経営等 | 定管理者である単言か、本件単級が総合だことにより、風評被害に係る損害を被ったと主張して、被告東京電力に対し、8570万と2770円(油水利は770円円の1710年2月日75年2月  |
|    | 2       | 平成26年8月28日<br>東京高等裁判所<br>平成26年(ネ)3143号               |           |                                     |  |
| 3  | 1       | 平成27年7月1日<br>東京地方裁判所<br>平成25年(7)1507号<br>料ク1418号227頁 | 東京都       | ゴルフ場の<br>経営等                        | 原属原においてゴタフ集を報告する原信<br>が、外帯事態に力、関高層の受験が<br>特性物質が抜出され、設有性物質による形<br>後の危険があるのではないかとの環境等まを接<br>よるアルカルの環境等まを接<br>は407万941円(提入特益が8万127円円分と<br>は407万941円(提入特益が8万127円円分と<br>は407万941円(提入特益が8万127円円分と<br>は1087円円分のでは、<br>1087円円分のでは、<br>1087円円の合うでは、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次では、<br>第一次で |
|    | 2       | 平成28年 1 月13日<br>東京高等裁判所<br>平成27年(ネ)4336号             |           |                                     |  |
| 4  | 1       | 平成28年6月30日<br>千葉地方裁判所<br>平成27年(ワ)643号                | 東京都       | ゴルフ場の<br>経営等                        | 干集県においてゴルフ場(以下「本件ゴバ<br>フ場」という。) を経営する原告 X 1 及び<br>本件ゴルフ場内においてレストラン (以<br>「本件レストラン」という。) を経営する<br>倍X 2 が、本件事故が発生したことにより、<br>放射性物質による汚染の発始があるのでは<br>が  |
|    | 2       | 平成28年11月30日<br>東京高等数判所<br>平成28年(永)3896号              |           |                                     | 図射性物質による内染の危険があるのでは<br>ないかとの風評が広がり、本件ゴルフ場が<br>び本件レストランが風評被害を被ったと3<br>提して、被告車京電力に対し、原告 X1の<br>最失利益2404万6155円及び原告 X2 の選外<br>利益613万0063円等の支払を求める事業  |

370

#### 【目次(抜粋)】

#### 第1部 損害論

第1章 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う原子力損害賠償請求権についての基本的考察~原子力 損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続における実務も踏まえて~

1原子力損害賠償請求権についての基本的考察

- 2 原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続における実務を踏まえた原子力損害賠償請求権 の実現について
- 3 損害拡大防止義務(損害軽減義務)

第2章 各 論

- 1 避難等に係る損害
- 2 財物損害
- 3 精神的損害
- 4 営業損害
- 5 就労不能損害
- 6 中間指針第五次追補の概説

#### 第2部 ADRの手続と審理

第1章 草創期から安定期までの原発ADRセンターの運営

- 1 揺籃期・平成23年9月~同年11月
- 2破綻クライシス期・平成23年12月~平成24年8月
- 3 クライシス脱却期・平成24年9月~平成25年1月
- 4 安定期 · 平成25年2月~平成26年3月
- 5福島県での説明会など
- 6日弁連での説明会
- 7 報道機関対応
- 8組織概要一和解仲介室を中心に

第2章 集団事件の審理

- 1はじめに
- 2集団事件の類型
- 3 集団事件の審理方法
- 4 センター公表事例にみる具体例

第3章 地方公共団体の審理について

- 1 総 論
- 2 各 論

#### 第3部 座談会

- 1 座談会の趣旨及び自己紹介
- 2 センター開所及びその直後(平成23年9月~平成24年2月)
- 3急増する事件とその対応(平成24年3月~8月)
- 4 センター開所から1年経過後(平成24年9月~)
- 5終わりに

### 【商品概要】

『不法行為法損害論の現在~原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解実例の分析~』 [編] 原子力損害賠償研究会

·定価:9,790円(本体:8,900円+税10%)

・頁数:672頁

· 版型: A5判

### 商品紹介ページはこちら

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104796.html?utm\_source=prtimes

amazonでの購入はこちら

https://amzn.asia/d/83FRU8T

楽天での購入はこちら

https://books.rakuten.co.jp/rb/17175506/

当プレスリリースURL

https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000639.000059164.html

第一法規株式会社のプレスリリース一覧

https://prtimes.jp/main/html/searchrlp/company\_id/59164

【本件に関する報道関係者からのお問合せ先】

第一法規株式会社

販売促進第一部

lawyer\_support@daiichihoki.com